

第6回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース  
議事概要

1. 日時：令和3年3月23日（火）17:30～19:30

2. 場所：※オンライン会議

3. 出席者：

（委員）大林ミカ、高橋洋、原英史、川本明

（政府）河野大臣、藤井副大臣

（事務局）山田参事官

（ヒアリング）

<①：再生可能エネルギー促進に向けた農地利用について（フォローアップ）>

農林水産省 農村振興局長 牧元 幸司

食料産業局長 太田 豊彦

<②：風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用について>

農林水産省 林野庁 長官 本郷 浩二

林野庁 次長 浅川 京子

林野庁 森林整備部長 小坂 善太郎

林野庁 国有林野部長 織田 央

林野庁 治山課長 佐伯 知広

林野庁 経営企画課長 関口 高士

林野庁 業務課長 宇野 聡夫

経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課長 清水 淳太郎

一般社団法人 日本風力発電協会 政策部会 規制緩和WG 高畑 正子、田中 康之

日本地熱協会 理事 後藤 弘樹

理事 北尾 浩治

林野部会長 阿島 秀司

東京大学大学院 法学政治学研究科教授 山本 隆司

4. 議題：

（開会）

①再生可能エネルギー促進に向けた農地利用について（フォローアップ）

②風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用について

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 定刻となりましたので、ただいまから、第6回再エネ規制総点検タスクフォースを開催いたします。皆様におかれましては御多用中のところ、御参加いただき、誠にありがとうございます。

本タスクフォースは、新型コロナウイルスに係る状況を踏まえオンライン会議としております。また、内閣府規制改革推進室のYouTubeチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は河野大臣に御出席いただいております。それでは、河野大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○河野大臣 お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

今日は農水省から、第2回タスクフォース以降の検討結果、農地について報告をさせていただいて、その後、新たなテーマとして森林を取り上げてまいります。

森林は災害防止や生態系の維持あるいはCO<sub>2</sub>の吸収源として重要な機能を持っているということは言うまでもありません。ただ、その一方で、2050年までのカーボンニュートラルの達成に向けて、我が国において再生可能エネルギーの最大限の導入が必要となっている中、国土の3分の2を占める森林について、いろいろ期待される部分がございますが、事業者から林野行政において不合理かつ過剰な手続が求められ、事業開始までの手続の長期化が強られる、そういう話を数多く伺っているところでございます。

農水省あるいは林野庁の皆様には、2050年カーボンニュートラルの実現という大きな政策転換が行われたことを前提に、従来からの延長線で考えるのではなくて、従来からの前提を180度変えるということも排除せず、できない理由ではなく、どうすればできるのかという観点から説明をしていただきたいと思っております。

今日も活発な御審議をどうぞよろしくをお願いいたします。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日御発言される方は、マイクをオンにして、御発言されるとき以外はマイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。出席者はカメラをオンでお願いします。ハウリングを避けるためにイヤホンの使用に御協力ください。

それでは、本日1つ目の議題である農地利用に関して、検討の結果を農林水産省から簡単に御報告いたします。10分以内でお願いします。

○農林水産省（太田局長） 農林水産省食料産業局長の太田でございます。

この場は複数人おりますので、マスク着用で失礼させていただきます。

それでは、再生可能エネルギーの促進に向けた、農地の利用に関する検討状況につきまして、御説明をさせていただきます。資料をお願いします。

まず、1ページでございます。

見直しの方針といたしまして、先ほど大臣からもお話がありましたように、2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、農山漁村地域において再生エネルギーの導入を積極的に進めるというスタンスに立ちまして、優良農地を確保しつつ、荒廃農地につきまして再エネ設備を設置しやすくするために農地転用規制等の見直しを行うことといたします。

具体的な見直しといたしまして、まず①でございますが、営農型太陽光発電を設置する

場合の一時転用許可に当たりまして、8割以上の単収を確保することを要件としておりますが、荒廃農地を再生利用する場合に限り、単収要件を課さず農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断することといたします。

また、現在、一時転用期間は最長10年となっておりますけれども、期間が満了する際に営農に支障が生じていない限り、再許可による期間更新が可能となっておりますので、その旨、周知することとしております。

②でございます。再生困難な荒廃農地につきましては、非農地判断の迅速化するとともに、農用地区域からの除外についても円滑化するよう、市町村に対して通知を行うこととしたいと思います。

続いて、③につきまして、農用地区域からの除外手続、転用許可手続が円滑に行われるよう、同時並行処理等について、通知をすることといたします。

○山田参事官 局長、声が入りづらいので、少しマイクを近づけるか、あるいはもう一度入り直していただけるか、農水省さんのほうで対応いただけないでしょうか。

○農林水産省（太田局長） ④でございます。

農山漁村再エネ法による農地転用の特例の対象となる荒廃農地につきまして、3つの要件のうち、生産条件が不利、相当期間不耕作の2要件を廃止をいたしまして、耕作者を確保することができず、耕作の見込みがないことのみで特例の対象となるよう見直すこととしたいと考えております。

⑤、2050年カーボンニュートラル実現に向けました農山漁村地域における再エネの導入目標につきまして、現在、政府のエネルギー基本計画の見直しの検討が進められておりますので、それを十分に踏まえて、基本計画の策定を待って検討してまいりたいと考えております。

2ページ目、続いて「荒廃農地を活用した再エネの導入促進のための規制の見直しについて」でございます。

今回の規制見直しは、荒廃農地を活用した再エネ促進を念頭に措置することとしております。この次のスライド3に、アからオの項目ごとに課題と対応方針を整理をしております。

スライド2のフロー図は、各アからオの項目について、荒廃農地を活用する場合のフローに落とし込んだものでございます。詳細は3で説明をいたします。3をお願いします。

まず、アの営農型太陽光発電につきましては、課題の欄のとおり、荒廃農地を活用する場合、単収の8割以上の確保が困難という課題がございます。そこで、対応方針の欄にありますように、荒廃農地を再生利用する場合につきましては、下部の農地が適正かつ効率的に利用されているか否かで判断する方針です。これは荒廃農地の場合、営農条件の悪いことも多いものですから、平均的な単収を上げることが難しい場合があることなどを考慮したものでございます。

その下の一時転用許可期間につきましては、先ほど説明したとおり、現行の再許可によ

る期間更新が可能という仕組みを周知するものでございます。

次、イの「再生利用困難な荒廃農地の非農地判断」につきまして、土地の登記を変更する場合には、所有者が登記の変更申請を行うことが原則とされておりますけれども、所有者による地目変更登記がなされないために、非農地判断が進まないという課題がございます。そこで、農業委員会が再生利用困難な荒廃農地と判断した場合は、その旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知をし、通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申し出を行うよう、今年度中に通知を発出することとしております。

次にウの「農用地区域内の非農地の活用」につきましては、先ほど申し上げたとおりガイドラインの明確化により、運用の改善を図ります。

エの「再生利用可能な荒廃農地の活用」につきましては、課題の欄のとおり、①から③の3つの要件を課していたのを、対応方針の欄のとおり、今後、耕作の見込みがないことのみといたします。

なお、この見直しによりまして、再エネを整備するために、わざと農地を荒らすような行為、いわゆるモラルハザードを防止するとともに、恣意的な判断が行われないう、判断基準を明確にするなど必要な措置を講じてまいります。例えば農業委員会のあつせんなどを受けてもなお受け手が見つからない場合などを明示することと考えているところでございます。

オの事前調整手続につきましては、先ほど御説明したとおり、手続が円滑に行われますように、複数手続の同時並行処理の徹底につきまして周知をしてまいります。

年度末も押し詰まっておりますけれども、これらのうち、通知改正で対応可能なものにつきましては、令和2年度内、今年度内を目途に措置してまいります考えでございます。

また、別途配付しております資料1-2につきましては、説明はいたしませんけれども、農地法第3条に基づく申請書類を簡素化する通知を発出したほか、温室などと一体的に設置した太陽光発電施設の取扱い、こういったことにつきましてでも対応してまいりたいと考えているところでございます。

当省からの報告は以上でございます。

○山田参事官 局長、ありがとうございました。

委員の皆様、何かコメント等はございますでしょうか。

原委員、そして、大林委員からお願いします。

○原構成員 ありがとうございます。

農水省さんに大変前向きな御検討をいただいて、荒廃農地について再エネ活用を進めるという大方針を示していただいた、これはもう大変大きな前進であって、素晴らしいことだと思います。その上で2点コメントしたいと思います。

まず、1点目ですが、荒廃農地の定義の問題です。現在、農水省さんが荒廃農地と呼んでいるのは、もはや農地に当たらないところを除くと9.1万ヘクタールです。しかし現実にはその外側に耕作放棄されている、あるいは十分には利用されていないといったところが

あり、これは荒廃農地とは呼ばれていない優良農地ということになっているわけです。ここが対象外ということになってしまうと、実際上の効果はごく限定的になりかねないという心配をしております。

この議論をすると、必ず農水省さんが、優良農地は守らないといけないのだと、これはよく分かっているのですが、一方で十分利用されていない農地を本当に荒れ果ててしまうまで放置するのではなくて、有効利用することによって、むしろ農地を守って農業を強化できると思います。例えば営農型太陽光は農業を妨げないわけです。これについて荒廃農地だったら要件緩和というのは、私はちょっと理解不能です。

この問題は、いずれにしても再エネに限らない課題だと思います。私は別の場で関わっておりますが、ほかにも宿泊施設付の農家レストランとか、魚の養殖施設などの議論が継続していますので、ここは引き続き議論をしていきたいと思っております。

それから2点目です。

目標設定について、これは前回議論したときに、農水省さんから大変前向きな御回答をいただいておりますが、今回、エネルギー基本計画を待つということになっています。ここはもうぜひ、より積極的な姿勢での対応をお願いしたいと思います。再エネの導入は、農業を犠牲にしてしまうけれども、カーボンニュートラルのために仕方なくやるというのではないと思います。農業の強化、それから農山漁村の振興に役立つということだと思います。農水省さん、これは受け身の姿勢ではなくても数値目標をどんどん大胆なもの出してですね、エネ庁に「農水省はここまでやるのか」と驚かれるぐらいの大胆な案をお示ししていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○山田参事官 続いて、大林委員、申し上げます。

○大林構成員 私からも2点申し上げたいと思っております。

先ほど原委員からもお話がございましたけれども、農水省さんにおかれては、様々な検討をさせていただいて、荒廃農地での再生可能エネルギーの拡大ということで、一步踏み込んだ決定をしてくださったと思います。ただ、やはり、1点目が、荒廃農地を再生利用する場合は、おおむね8割以上の単収を確保する要件は課さずと書いてあるのですが、農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断というところがなかなか不透明で、この事業に踏み出そうとする人にとっては明確化されていないと思います。

2点目は、原委員と重なるのですが、まさに昨年10月にカーボンニュートラルの宣言が行われたことにより、日本を全て挙げてカーボンニュートラルをやっていくと。それが日本の経済の再生なり地域の再生にもつながっていくといった前提の下で議論をされているところだと思います。今、2030年のエネルギーの基本計画の見直しが行われているところで、私どもも先週、先々週と太陽光・風力について、エネ庁の審議会で発言させていただいたのですが、中でも荒廃農地をどのように利用していいのかというのは非常に重要な論点として審議会の中でも認識されておりました。ですので、こちらがエネ基

の策定を待つて検討ということになると、7月なのですか8月なのですか9月なのかわからないということと、どれだけ荒廃農地を再エネに転用できるのか、大胆な目標値がない中では、エネ基の中の議論も進まない。鶏と卵ということは分かっているのですけれども、ぜひ大胆な目標を設定することを明示していただきたいと私からは思います。

以上です。

○山田参事官 委員の皆様、ありがとうございました。

時間の関係もありますので、大臣、よろしければ一言お願いしたいと思います。

○河野大臣 農水省におかれては、荒廃農地を中心に非常に意義のある決断をしていただきましてありがとうございます。

農山漁村における再エネの導入目標については、エネ基といろいろ合わせると理解をしております。環境省、内閣府とも調整の上、野心的ないい目標をつくっていただきたいと思います。タスクフォースへの報告をお待ちしております。どうもありがとうございます。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

それでは、続きまして、2番目の議題に移りたいと思います。「風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用について」ということでございます。

本議題に関しましては、行政手続に関する論点を含むことから、オブザーバーとして東京大学大学院法学政治学研究科において行政法の教鞭を取られております山本隆司教授にも御参加いただいております。

それでは、まず、風力発電協会から10分以内で御説明をお願いしたいと思います。

○日本風力発電協会（高畑氏） 日本風力発電協会政策部会規制緩和ワーキングリーダーを務めております、弁護士の高畑です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は「陸上風力発電のポテンシャル」「風力発電事業と森林・林業との共存・共生」「林野規制上の課題について」を弊職のほうから御説明させていただいた後、規制緩和ワーキンググループ保安林チームリーダーの田中より、4番目「導入拡大のための要望事項」ということで御説明させていただきます。

まず、最初に、第1回タスクフォースでも既に指摘させていただきましたが、主力電源化を目指すためにクリアすべき課題の一つとして、保安林と林野規制上の課題についても挙げさせていただいております。

御案内のとおり、国土面積の7割近くを占める森林において、風力発電事業を導入することができるのであれば、風力エネルギーの導入拡大に資することは明らかです。JWPAのコスト競争力強化タスクフォースの報告書（2019年1月）において、森林における風力発電導入のポテンシャルとして、年平均風速6メートル以上の開発可能面積、約4万8000平方キロメートルのうち、保安林2万1000平方キロメートルについてです。

○山田参事官 すみません。高畑さん、せっかく画面を共有しているので、スライドをちゃんと動かしてもらえますか。今、画面は表紙をずっと指しているのですが、今、恐らく3ページ目をお話しされているのではないかと思います。

○日本風力発電協会（高畑氏） 失礼いたしました。こちらからですね。

○山田参事官 まだ表紙のままです。

では、事務局のほうで投映させていただきます。

○日本風力発電協会（高畑氏） ありがとうございます。失礼いたしました。

○山田参事官 お願いします。

○日本風力発電協会（高畑氏） 213ギガワットをポテンシャルとして算出しております。

また、最新の調査結果、次のページをお願いできますでしょうか、2021年1月には、保安林3万平方キロメートルですから、300ギガワットということになります。先日、JWPA会員企業にヒアリングを行ったところ、FIT3年ルールの下、国有林2.8ギガワット、保安林1.9ギガワットが開発中とのことでした。

次のスライドをよろしいでしょうか。

このように風力エネルギーの導入拡大にとって重要な森林については、伝統的な森林・林業等の在り方との関係でも、共存し、共生できると考えております。

1つには、風力発電所のために必要な林道の整備を通じて、林業施業の効率化や防災機能の向上に役立つという側面と、もう一つは、地球温暖化防止の上でも重要な森林の機能の多様化という側面からの共生シナリオです。

地球温暖化防止という観点からは、再生可能エネルギーの中でも大きな役割を果たし得る風力発電事業について、今後は風力賦存量の高い山林、尾根部地域での実施を推進していくことが必要となっていきます。

この事業推進には、適切な林道整備などを通じて、森林活用、林業の振興に大きな寄与が期待でき、両者が共存していくことができると考えております。また、これらのことから、雇用や産業の創出をはじめとした地方創生にも寄与できると考えております。

次のスライドをよろしいでしょうか。

2013年4月に施行された国有林の管理経営に関する法律の改正により、国有林野事業の一般会計化とともに保安林面積は急増しております。公益重視の管理経営、林業の成長産業化とともに、新たな森林管理システムが提唱されております。さらには地球温暖化や社会経済への持続性への危機意識を背景として、我が国においてもいわゆるSDGs、持続可能な開発目標への関心の高まりを見せており、森林、林業、木材利用に関わる活動には注目が集まっているところであります。SDGsの達成に向けて、林業、木材産業関係者に加え、風力発電事業者が森林に関わり、また、行政の立場からも各種取組が活性化するように後押ししていただきたいと思っております。

スライドをめくっていただいでよろしいでしょうか。

次の事例は、JWPAの先ほど申し上げましたコスト競争力強化タスクフォースの報告書にも掲載しておりますが、風力発電所用道路を利用して、林業施業が可能となっている地域の写真でございます。

また1枚めくっていただいでよろしいでしょうか。

こちらについても、森林における実際の開発地ではありますけれども、風力の開発とともに、林道の整備による施業の効率化とか防災機能の向上、資源の活用の多様化、林業の成長産業化ということが共存・共生しているということを示しております。

また1枚めくっていただいてもよろしいでしょうか。

このように非常に大事な森林における風力発電事業ですけれども、風力発電事業を進めていくためには、御高承のように風況のよい場所の確保が重要であります。今後はやはり山地、森林地帯が特に重要になると考えております。既に海沿いや高原、牧場などのインフラ施工条件のよいところは風力発電の適地は少なくなってきておりますし、現在の新規計画地点の多くは、風況はよいものの取り付け道路がなく、アクセス困難な尾根沿いの森林、とりわけ国有林、保安林内での計画が非常に多くなっております。

風力発電事業者にとって開発をちゅうちょする、あるいは慎重にならざるを得ないとされる要因は様々ありますが、国有林野に関して言えば、やはり使用許可手続とか森林法上の手続における協議が長期化し、それにかかる設計の見直しなどを考慮すると、開発コストが増大していることです。協議を長期化・複雑化させている要因としては、これらの手続に関わる管轄審査当局がそれぞれ異なっており、事前相談・協議の場を設けるだけでも調整に時間を要し、必要な書面・図面等を用意し、実際の申請書を提出するまでに、事業者は相当な時間と労力を要することとなっております。

1枚めくっていただいてもよろしいでしょうか。

御参考までに許認可手続ごとの関係行政機関一覧というように図式化させていただきましたが、様々なところでやはり時間の調整とか、協議までの場を設けるまでの調整とか、また、様々な、似たような書式の違う書類を出すことが必要となっております。

また、いろいろなところで手戻りも発生しております。例えば、国有林利活用及び保安林に関して、森林管理署、管理局との協議を行った後に、または並行して、保安林内作業行為許可であれば都道府県、保安林解除であれば、保安林の区分により、都道府県または国と協議すること等必要となりますし、森林管理署、森林管理局から同意が得られた後に、都道府県からの指摘で申請内容を修正することとか追加の質問があるとか手戻りが発生し、結果として標準の手続時間を経過してしまう状況もあります。

このように手続の長期化、その予測可能性がないことで、事業者が開発コストの予実との差異が生じてしまう可能性もあり、開発をちゅうちょせざるを得ない、諦めざるを得ない事業者が出ていることも確かです。

1枚めくっていただけますでしょうか。

もう一枚めくっていただいても、ここから要望事項になります。

○日本風力発電協会(田中氏) 続きまして、田中のほうから要望事項を説明いたします。

今回、要望事項としまして6点挙げております。その中の手続の迅速化につきまして、5点挙げております。

第1に、国有林・森林法手続における横断的な事務局、窓口を設置していただきたいと

いう要望でございます。

次のページをよろしく申し上げます。

2点目ですが、保安林解除申請書の簡素化、添付資料の簡素化及び標準化、申請書受理までの時間を短縮していただきたいという要望でございます。

先ほど説明がありましたとおり、風車も尾根沿いでありますと関係機関が非常に複数ございまして、かつ、国有林を借りるに当たりましては利活用要望書なり国有林の使用許可、保安林の解除申請、あるいは環境アセスメントといったような同じ書類を何回も作成しています。確かに申請書を受けてからは標準処理期間があるのですが、申請書を受けるまでが非常に事業者としては苦勞しております。手続迅速化の具体的な要望としまして、3点挙げております。

まず、利活用要望書の手続の初期の段階から、保安林解除の手続も着手できるように要望いたします。

次に、環境アセスメント手続の「準備書」の届出段階でもって「都道府県森林審議会」「国有林野管理審議会」の審査を行っていただきたいという要望です。

最後に環境アセスメントの「準備書」の届出段階で、林地開発、民有林、国有林の保安林解除の申請の具備要件としていただきたいという要望でございます。これで約1年間は短縮できるような内容かと思われまます。

次のページをお願いします。

要望事項の2点目ですが、風車用のアクセス道路につきまして、現在は「指定事由の消滅による解除」の取扱いとなっております。これを「公益上の理由による解除」でお願いしたいという要望でございます。

次のページをお願いします。

3点目ですが、第1級地保安林内において風力発電の開発はできないようになっております。1級保安林の定義の1つに治山事業の施行地該当可否が有り、風力発電事業者は本施工地を外す必要があります。その施工地がマップで管理されていないということで、非常に時間を要しております。従いまして当該情報の整理及び開示に際しては、システム化を要望いたします。

次のページをお願いします。

4点目ですが「FIT認定から3年以内の土地貸付契約締結に係る猶予・免除」ということで、先ほど、3ページにあります規制緩和ワーキンググループでアンケートを取りましたところ、FIT認定取得済且つ3年ルール適用の開発中の風力発電事業は、国有林であれば2.8ギガワット、保安林であれば2ギガワットといったところがございます。そういったところがこの3年ルールに当てはまると、ほとんどの案件が期限を超えて、FIT認定が取り消しになる可能性があります。

次のページをよろしく申し上げます。

具体的には、環境アセス、国有林利活用手続き、保安林解除、貸付契約においてA事例

であれば4年9か月、B事例であれば5年9か月かかっているのです、FIT認定から3年以内の土地貸付契約締結については実質不可能であり、猶予あるいは免除を要望します。

次のページをお願いします。

5点目ですが、開発期間が長期間にわたるということもございまして、親会社でFIT認定を取った後、子会社に事業を譲渡し、新たに株主を募集した際、候補先からは親会社から子会社へFIT認定の変更を条件とされるケースが多く発生しております。現在は、国有林の使用許可後にFIT認定の変更が可能となる手続きですが、これを国有林の管理審議会承認後に変更手続きができるように要望いたします。

次のページをお願いします。

6点目ですが、FIT事業計画認定の承継について、国有林の使用許可後にFIT認定を譲渡する場合、FIT認定の承継には国有林の使用許可が必要である一方、国有林の使用許可の承継にはFIT認定が必要であることから、事業の譲渡が円滑に進むよう調整して手続を変更して頂きたいことが最後の要望になります。

最後に「おわりに」というところです。次のページをお願いいたします。

風力発電の主力電源化の実現のために、今できることとしまして、森林・林業と風力発電事業は共存・共生できること、保安林は陸上風力発電の最大導入ポテンシャルを有することということでございます。ぜひとも林野規制の緩和をよろしく願いいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、日本地熱協会から10分以内で御説明をお願いします。

○日本地熱協会（後藤理事） 日本地熱協会の後藤でございます。本日はこのような機会を与えていただき、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

それでは、地熱発電に関する森林関係規制緩和要望について御説明をさせていただきます。

2ページ目のスライドですが、地熱協会からの要望を取りまとめています。この一覧表を中心にお話をさせていただきたいと思っております。

まず、国有林野及び保安林内作業許可におきまして、森林の施業・管理計画がないということでも、地熱調査・開発を許可いただきたいという要望と、保安林内作業期間の延長や変更行為面積、それから切土・盛土の基準について協議可能なよう、統一見解として明文化をお願いするものでございます。

次に、利活用要望書を含む保安林解除についての要望でございます。

利活用につきましては、法的根拠及び手続がない地域があると聞いておりまして、そのため、この廃止をお願いするものでございます。必要と判断されるのであれば、環境アセスメントの重複も多々あることから、簡略いただくとともに、事前の御相談も含めて審査期間の短縮、基準の明確化をお願いしたいと思っております。

また、御担当者の裁量・解釈に委ねられる部分が多く、御指導内容が当初と違い手戻りが発生したケースがございます。手戻りは工期の遅れにつながりますので、手続の解釈統

一の御検討をよろしくお願いいたします。

次に、保安林解除につきましては、審査期間の短縮を要望いたします。

短縮化のために、さきに述べました利活用要望書の完了を、保安林解除手続の開始条件とせず、利活用と並行して審査することを要望いたします。

また、利活用と同様、御担当者の裁量や解釈に委ねられる部分が多く、関係部署間での御提示内容も違うことがあることから、手続、審査基準の解釈統一のため、ぜひマニュアル等を整備いただきたいと思います。

最後に、緑の回廊につきましては、許認可手続や許可基準が明確ではないと我々は認識しております。そのため、事業者として解除の予見性を確保するためにも、開発行為に対する手続を明確化していただきたいと思います。

以下の資料は、今、要望させていただいた事項の詳細でございます。骨子で御紹介した要望事項をこれから補足させていただきたいと思います。

4 ページは国有林内及び保安林内作業許可の現状と問題点を示させていただきましたが、先ほど申し上げましたように、森林施業・管理計画がない国有林野及び国有林野内保安林内では地熱開発ができないというような状況になっていると認識しております。森林の施業・管理計画がないところでもぜひ許可をいただきたいと思います。

次に、5 ページの記載内容でございますが、まず、保安林内作業の期間につきまして、御案内のように、地熱資源は国有林野、保安林内の地下にも多く賦存しています。保安林内作業許可の期間は原則2年以内とされておりますが、地熱調査は地下の資源の賦存を確認する必要があり、井戸を掘る掘削作業を伴いますので、2年以上、一般的には5年から8年ほど調査に時間を要しております。2年では調査は次のステージに移行するための判断材料を十分に得ることができません。実際には作業許可の継続を認めるケースもあり、柔軟に御対応いただいている場合もございますが、継続更新も許可する旨の統一的な御対応をお願いいたします。

また、変更面積につきまして、2,000平米未満の敷地とされておりますが、掘削調査にはこの2000平米、コンマ2ヘクタールでは不十分なケースが多いというのが実情でございます。ぜひこの点につきましても御検討いただければと思っております。

また、地熱調査は山間地が多いことから、切土、盛土に高さの制約がございますと、許可面積内の平地が減って、敷地の有効活用ができません。これらの制限について協議可能であることを明文化していただきたいと思いますというのが要望でございます。

9 ページに示させていただいたのは、利活用要望書と保安林解除の事務処理の流れでございます。両者を併せますと3年以上要するということになります。また、事前相談時の御指導は、御担当者の裁量とか解釈によることが多く、御担当者の交代、それから、関係部署の御担当者により、当初の御指導内容と変わることがございます。利活用要望書の完了を保安林解除の開始要件とせず、利活用と保安林解除の手続の並列化を行うことで、保安林解除の審査期間の短縮を図っていただくとともに、手続に関する解釈を明文化し、統

一化していただきたいと思っております。

最後に緑の回廊でございますが、参考に17ページに示させていただいておりますように、地熱資源の多くが、右側の図に示したのが地熱発電所の位置とポテンシャル、活動度指数を示したものですけれども、赤いところが地熱の有望地でございますが、このように地熱資源が賦存する東北を中心に地熱有望地域と、左側が国有林野と緑の回廊等を示したものでございますが、非常に重複しているということがお分かりなるかと思えます。

緑の回廊内での地熱開発や、それを用いる送電線の敷設を行う場合、許可手続が明確ではないため、事業者の計画段階での配置計画や工程設定に予見性が持てないこととなります。開発行為に対する許認可手続の明文化、また、指定解除に関する基準、手続の明確化をお願いいたします。

以上、日本地熱協会からの森林関係の規制改革要望でございます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、本タスクフォース委員から連名の意見書が提出されておりますので、代表して原委員から10分以内で御説明をお願いいたします。

○原構成員 ありがとうございます。資料の4-1の御説明をします。

まず、1ページ目が現状認識です。

森林は国土の3分の2を占めて、水源涵養、災害防止、自然環境の保護など、多面的な機能を果たしています。カーボンニュートラルとの関係で、森林はCO<sub>2</sub>吸収減としての重要な役割を担います。しかし、適切な整備がなされていなければ、CO<sub>2</sub>吸収の機能は低下をするわけです。

カーボンニュートラルとの関係では、森林は再生可能エネルギー導入の大きなポテンシャルも有します。地熱発電、風力発電など、適した地点の多くは森林です。再生可能エネルギーの適正な導入は、森林の機能と両立します。つまり、森林の機能を低下させるのではなく、むしろ収益確保、路網整備などを通じて、森林の整備・再生に貢献できる持続可能な森林経営を推進できる可能性があります。

しかし、現状において、これまで国有林・保安林への再生可能エネルギーの導入はごくわずかにとどまっています。要因として、手続の不透明さ所要期間の長さなどの問題があります。

2ページ目以降で具体的な課題を挙げています。

まず、脱炭素に向けた林野行政における再エネの位置づけということです。つまり、カーボンニュートラルを前提に再エネを組み込んだ森林経営、森林整備という方針を明確に示してほしいということです。

後で御覧いただければと思いますが、参考資料も私どもはつけておりますが、この7ページ、8ページで、欧州で風力発電などの再エネを森林経営に導入をしている事例をお示ししております。こういったことは別に最近になって進んでいることでも何でもなくて、

かつては林野庁さんでもこうした検討が積極的になされていたと承知しています。2001年でしょうか。林野庁さんで開催されていた国有林野のエネルギー資源利用検討会の報告書をなども拝見しておりますが、かつては国有林における風力発電の活用、水力の活用といった検討が非常に積極的になされていたと。ただ、その後、十分に政策に生かされたとは見えないわけです。カーボンニュートラルを前提に、改めて、再エネを組み込むということをごぜひ明確に示していただきたいと思います。

具体的には、2ページ以降の(2)と(3)のところですが、まず(2)のところ、必要な措置として具体的なことを挙げておりますが、森林・林業基本計画において再生可能エネルギーと森林経営との好循環を明確に打ち出していきたい。また、その際に具体的な数値目標の設定もお願いしたいということです。

それから、(3)ですが、必要であれば経営方式の見直しも検討課題ということも挙げております。

それから、2つ目に行政運用の問題があります。

先ほどの風力発電協会さんや地熱発電協会さんからお話でもありましたが、担当者次第で判断が変わってしまうとか、手続に何年もかかるといったような不透明な運用は直ちに改善すべきだと思います。平成の初めに行政手続法が制定されて、こうした行政運用は正されることになっていたのだと思います。森林行政を見ると、残念ながらいまだに昭和の行政が続いていたのかなというように見えるわけです。

具体的な項目は、この(4)以降に挙げております。

まず(4)、不合理な手続等の撤廃です。必要な措置として何点か挙げておりますが、不合理な事前運用、また、根拠の不明な利活用要望書などは廃止をすべきだと考えます。また、基準の明確化によって、担当者次第で恣意的に判断が変わってしまうという状態は解消すべきであると思います。

それから、(5)で情報公開の改善・徹底を進めていただきたいということです。

それから、(6)で手続の迅速化を挙げております。必要な措置のところでも挙げておりますが、手続に不合理な期間がかからないようにするために標準的な処理期間の設定などを進めていただきたいということです。

また、風力発電協会さんからもお話がありましたが、FIT3年ルールとの関係でのルールの合理化も検討いただきたいと思います。

それが2つ目の大きな固まりの行政運用の問題です。

それから、最後に(7)です。保安林内の作業許可、保安林解除における要件についてです。

先ほど地熱協会さんからもお話がありました2年以内とか、0.2ヘクタールとか、高さ1.5メートルといった制約が、これも実際上再エネを導入する上での制約になっているという御指摘がありました。こういった要件が保安林の機能を確保する上でどうしても必要ということなのかどうか、これは見直していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

最後に、林野庁のほうから、今までの意見に対する回答を含めて10分程度で御説明をお願いします。

○農林水産省（本郷長官） 林野庁でございます。

林野庁からは資料5を御説明していきたいと思えます。

1 ページをお開きください。

本日は森林における再生可能エネルギーの利用の促進がテーマですので、まず森林として期待されている役割について御説明したいと思います。

森林が健全に育つことで公益的機能を発揮しており、国民の皆様からの期待をいただいています。一方で、近年の気候変動に伴う集中豪雨により激甚な山地災害も発生しているという状況でございます。

2 ページ目でございます。

こうした中で、森林法等に基づく各種規制や手続により、森林を保全しながら再生可能エネルギー施設にも利用いただいております。資料左側の諸制度は後ほど説明いたしますけれども、FIT制度を導入以降、右側でございますように施設への転用の実績は著しく増加しているところでございます。

3 ページ目、国有林の貸付けについてでございます。

国有林野は、その用途と目的を妨げない範囲で貸付けができるということとしております。全国では約7万ヘクタールを貸付け等しているところでございまして、再生可能エネルギー関係では発電施設や送電線施設に約600ヘクタールの実績がございます。

4 ページ目でございます。

国有財産としての国有林野の性格についての参考資料でございます。国有林野はそのほとんどが国において森林経営の用に供する行政財産、すなわち国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材の生産などの森林の有する諸機能を発揮すべき財産に位置づけられております。

5 ページ目をお開きください。

それでは、国有林の貸付けの手続についてでございます。

アセスや保安林に係る手続が必要な案件では、アセスの評価書の確定通知で審査を開始し、保安林解除の予定告示の終了後に契約等の手続を行うことを原則としております。

一方で、やむを得ない事由がある場合には、いろいろな期限に間に合わないとか、そういう場合を想定しておりますけれども、アセスの準備書の大臣勧告で審査を開始し、保安林解除の予定告示の時点で契約等手続を進めることを可能としております。

6 ページ目、保護林と緑の回廊でございます。

保護林は、自然公園法よりも古く、大正4年に発足した自然環境保護制度であり、緑の回廊は平成4年のリオ地球サミットによる生物多様性条約を契機として、保護林を中心と

したネットワークを形成する国有林の取組でございます。原生的な天然林など、優れた自然環境や野生生物の多様性を維持するための資源環境を有する森林について保全管理を行うことは重要なことと考えております。

7ページ目でございます。

国有林のコンセッション方式の導入といった御指摘も委員の中からはありますが、PFI制度を取り扱っていた未来投資会議構造改革徹底推進会合での議論、民間事業者の提案、林政審議会の審議を踏まえ、国会審議を経て、国有林野の一定の区域において立木を一定期間安定的に伐採できる権利を設定する樹木採取権制度を創設し、令和2年度から施行したところでございます。現在、この制度の適正な運用に取り組んでいるところでございます。

次のページでございます。8ページ、保安林の関係でございます。

森林の公益的機能の発揮が特に要請される森林については、農林水産大臣または都道府県知事が保安林に指定し、森林以外の用途への転用を抑制するとともに、立木の伐採や土地の形質の変更を規制しております。

次のページをお願いいたします。

9ページ目、保安林の指定の解除についてでございます。

保安林を森林以外の用途に転用することは抑制すべきものと考えておりますけれども、やむを得ざる事情のある場合、解除の要件としてほかに適地を求め得ないこと、保安林の機能を代替する防災施設が設置されることなどを具備する場合は、保安林の指定の解除を行っております。なお、治山事業施行地や急傾斜地は第1級地に該当するものとして、当該保安林の指定の解除は原則不可としております。

10ページ目でございます。

大臣権限の保安林の転用に係る指定解除の手続の流れで、森林法に規定されております。申請に先立ち、申請者は都道府県知事や森林管理局長と事前相談を行うこととしております。事前相談とは行政運営上の措置として実施しているものでございます。

従来、保安林の解除申請に相当の期間を要するものが多かったことなどから、昭和60年の行政改革の推進方策に関する答申において迅速化等を図るよう提起がなされ、このような制度化をしたものでございます。それにより、適正な申請書類の提出や申請後の他法令との並行審査の実施等に寄与してきたと思っております。

また、保安林の解除に当たり、直接の利害関係者は異議意見書を提出することができ、中には風力発電施設用地の解除に当たって訴訟に発展している事例もございます。このようなリスクを考えることも必要になっていると思っております。

11ページ目は、作業許可についてでございます。

保安林の機能の低下をもたらさず、指定の目的の達成に支障を及ぼさない範囲であれば、都道府県知事の許可を受けることで土地の形質の変更等を実施することが可能です。主な許可基準としては、森林の公益的維持・向上に資する森林の施業・管理の用に供する施設

を設置する場合や、公益的機能に影響を及ぼさない線的や点的なものを設置する場合、一時的な変更行為を行う場合等を定めているところでございます。

12ページ目は、林地開発許可制度についてでございます。

保安林以外の民有林において、1ヘクタールを超える開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となっております。許可に当たっては、災害の防止などの4つの要件を満たすことが必要となっております。

以上、林野庁の現在の各制度について御説明をしたところでございます。

13ページ目をお開きください。

再生可能エネルギーの利用促進に向けた林野庁の取組について、基本的な考え方を整理しております。1、2には、今、御説明した内容を再度掲載しております。

3にありますとおり、風力・地熱発電などについて、資源の賦存状況により、保安林での立地がやむを得ない場合は、防災施設の設置などにより公益的機能を維持しつつ、また、国有林野が適地である場合は、その管理経営と両立できることを確認しつつ、手続の迅速化を図り、2050年のカーボンニュートラルの実現に貢献していく考えでございます。

14ページ目をお開きください。

国有林野の貸付けについてでございますが、具体的な対応として、今年6月までに再生エネルギー利用促進に取り組む考え方を明確に示す考えでございます。

事業者の皆さんから手続を迅速にしてほしいという要望にしっかり対応したいということでございまして、迅速化に向けて、手続の明確化、簡素化に資するよう、保安林解除や環境影響評価と共用可能な書類などを整理した資料について、令和2年度中に作成、公表し、周知します。事前相談が任意であることも併せて周知いたします。さらに手続の簡素化などについて、精査・検討した上で、詳細なマニュアルを3年中に作成、公表し、周知します。

時間的事情によって、他の許認可手続などとの並行審査が可能であることや、国有林野管理審議会の柔軟な開催を可能とするよう、2年度中に森林管理局署の担当者等に周知徹底をいたします。

貸付けなどの対象地に緑の回廊を含むときの対応を迅速化するため、保護林管理委員会の柔軟な開催と統一的な手続について、2年度中に森林管理局署の担当者に周知徹底をし、事業者の皆様にも周知したいと考えております。3年中に再生可能エネルギー施設に係る審査基準を明確化、公表をしたいと考えております。

また、手続のデジタル化、プロセスの効率化を推進します。

なお、再生可能エネルギーの導入目標については、今後検討される農山漁村等地域全体として設定するものと考えているところでございます。

15ページ目でございます。

保安林について、3つの柱で対応したいと考えております。

1点目は、保安林の解除事務の見える化を通じた迅速化や簡素化でございます。

手続の迅速化に関する御要望を踏まえ、事前相談は任意の手続であることを改めて周知するとともに、相談事務の流れを再整理して、対象項目や必要書類を令和3年の6月までに周知いたします。また、風力発電や地熱発電の事例を用いた申請審査マニュアルを3年中に作成、周知するとともに、都道府県や森林管理局の担当職員に対する研修などを実施します。

2つ目は、法令・通知データへのアクセス向上でございます。

保安林制度に関する通知類は、農林水産省ホームページに掲載しているものの、一元的に管理されておらず、探しづらかったということでございまして、3年6月までに保安林ポータルというものを開設しまして、関係通知類やマニュアル等をまとめて掲載したいと考えております。また、事業区域の検討に必要な情報を持つ都道府県や森林管理局の窓口やデータ入手方法を整理して公表したいと考えております。

3つ目は、解除・許可基準の解釈リテラシーの向上でございます。

3年6月までに作業許可基準の取扱いについて具体的に整理して周知するとともに、法令や通知解釈に関する質問を受け付ける相談窓口を開設します。

林野庁としては以上のような取組で再生可能エネルギーの利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

以上を踏まえ、質疑応答に入りたいと思います。発言者はこちらから指名をさせていただきますので、御発言を希望される方は、Zoomの「手を挙げる」という機能で挙手をお願いしたいと思います。分からなければ、画面上でこうやってください。質問と回答は簡潔にお願いいたします。

それでは、論点が多岐にわたりますので、大きくくりにして幾つかのパートに分けて議論をしたいと思います。資料4-1の委員ペーパーの論点に沿って行いたいと思います。全体を3つに分けさせていただきまして「2. 課題」の数値目標、位置づけの明確化、それから「(3) 保安林制度や森林整備の在り方の見直し」、これでひとくくりとさせていただきまして、手続関係、(4) から (6) を2番目の塊、3番目の塊として、足元で困っている話として(7)、この順番で議論を進めさせていただきたいと思います。

まず論点の(2)(3)に関して、委員のほうから御発言等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

まず、大林委員、お願いします。

○大林構成員 ありがとうございます。

自然エネルギー財団、大林でございます。林野庁の方、お時間をいただきまして、しかも長官以下、幹部の方々全て参加していただいているということで、大変ありがとうございます。御説明をお聞きして、やはり少し不明確で残念であるということを申し上げざるを得ない状況でございます。

まず、私どもの意見書の中でも言及させていただいたのですけれども、現在の森林・林

業基本計画、これを新しいものにしようということで議論されていると認識をしております。そちらについての言及が林野庁さんの資料の中には出てこない。私どもは、まず基本計画の中にカーボンニュートラル2050年に向けての取組というものが位置づけられることが非常に重要と思っております。林野庁さんに御説明いただきました13スライド目の基本的な考え方、私も全く賛同するものでございますけれども、やはりこういった基本的な考え方の中にカーボンニュートラルに取り組むということが書かれているのであれば、基本計画の中にも明示的に書かれることが必要と思えます。

実は先週金曜日に、国交省のほうで住生活基本計画というのが閣議決定をされました。そちらの中にも今までは気候危機の話というのは組み込まれてこなかったものが明示的に組み込まれて、再生可能エネルギー・省エネルギーの取り組んでいくということの書き込みがされました。やはりこれが2050年カーボンニュートラル宣言が行われた昨年10月からの発想の転換であり日本が進んでいく道と考えております。

先ほどの農水省さんとの話でもあったのですけれども、2030年のエネルギー基本計画の見直しが行われ、2050年のグリーン成長戦略もまた新たな段階を迎えるということで、その中で、どれだけ再生可能エネルギーを2030年に積み上げていけるかというのは非常に重要なところとなっておりますので、まずそれをやっていただきたいと思えます。

あと一点ございます。

原委員のほうからも言及がありましたけれども、2001年に林野庁さんのほうで取組をされていた国有林における再エネ利用というのがございました。国有林野のエネルギー資源利用検討会というのを設置されまして、そこで様々再生可能エネルギーの検討が行われております。私どもの資料で言いますと、参考資料の中の7ページ目、8ページ目に、海外でどういった国有林で再エネの設置の導入が行われているかというものもございまして、8ページ目は写真プラス、ポンチ絵みたいなものがございます。

この下のスウェーデン国有林のパンフレットのポンチ絵みたいなものが実は国有林野のエネルギー資源利用検討会でも書かれており、その中にバイオエネルギー利用があります。また、特に再生可能でクリーンなエネルギーに対する期待が高まっているので、各地で風力等を利用した発電に対する取組が進められており、今後、地球温暖化の防止のみならず地域振興等の観点でこれらのエネルギー資源の活用が期待されている、と明記をされております。

こういった趣旨に立ち返って、森林経営の中に再生可能エネルギーを組み込んでいく。新しい地域振興の視点が組み込まれ、また林業そのものも、再生可能エネルギーの利用によって収益を得て経営が健全化していく、そういう目標値をきっちり書き込んでいただきたいと思えます。

私からは以上です。

○山田参事官 続いて原委員から御発言いただいて、一旦林野庁に戻したいと思えます。その後、川本委員、お願いします。

○原構成員 大変ありがとうございます。

今の大林委員のコメントとも重なりますが、私から質問が2つです。

まず1つ目に、基本的な考え方について、再エネの導入は、森林を犠牲にして仕方なくやるということなのか、あるいはそうではなくて、再エネを組み込むことによって森林経営や森林整備を向上できる可能性がある、森林の機能を高められる可能性がある。そのために林野庁さん自らが再エネの導入を進めていくということなのかということです。後者ということのかなと先ほどの御説明を聞いて思いましたが、共有していると考えてよろしいのかどうか確認させてください。

それから、2点目に、今のような考え方、それから数値目標について、新たな森林・林業基本計画に盛り込まれるのかどうかという質問です。

以上です。

○山田参事官 林野庁、御回答をお願いできますでしょうか。

○農林水産省（織田部長） 林野庁国有林野部長の織田と申します。どうぞよろしくお願ひします。

大林委員と原委員から御意見を頂戴いたしました。まず、基本計画の関係でございますけれども、今、検討させていただいておりますが、そもそもカーボンニュートラル、原委員等からも話がありましたけれども、林野庁の関係はやはり風力だとか地熱とかに限らず吸収源でもありますし、あるいはバイオマス発電みたいな話では関係が深いところですので、基本計画の中で、そういうカーボンニュートラルの関係についてももしっかり考え方を整理するという事はございます。

その上で、国有林について、風力とか地熱発電に利用していくということに関連いたしますは、基本計画の中でそういう手続を適切かつ迅速に行うことで貢献していきたいと。そういったことを盛り込むような方向で検討しているということでございます。

他方、数値目標を掲げるということに関連いたしますは、長官のほうから説明をさせていただきましては、この国有林野というのが森林経営用財産、行政財産として、まさに森林の有する多面的機能の発揮というのが行政目的で国が所有しているということでございますし、また、国有林の貸付け等が、一定の要件を満たす場合に限り、その森林経営用財産の目的用途を妨げない範囲内で貸付けを行うことがされているということが一つ大きな部分としてございますし、さらに国有林の貸付けに当たりましては、施設の設置箇所とか規模とか、事業者の方から具体的なそういう要望というか計画をいただいてからスタートするといえますか、その上で国土保全とか生物多様性保全などの森林の多面的機能との発揮との両立が可能であるかということをお互いに判断させていただくということでございます。

以上申し上げたとおり、国有林野が多面的機能の発揮を第一義として管理しているということ、さらにその貸付け等を個々に判断する必要があるということから、なかなか数値目標を決定するということにはなじまないのかなと。さらには国民の御理解も得られない

のではないかという部分を危惧しているところでございます。

ただ、手続の迅速化とか透明化とか簡素化ということにはしっかり取り組んで、カーボンニュートラルの実現に対しましても、今後、しっかり行っていきたいと考えているところでございます。そういったことで回答させていただきます。

以上でございます。

○山田参事官 手続の迅速化に関しては、次の塊で取り上げたいと思っておりますけれども、今の原さんの質問の1つ目については明示的な回答はなかったと思うのですが。

○農林水産省（織田部長） すみません。そういう意味では、風力とかそういう再生可能エネルギーの設置に伴って、林業にもプラスになる地域振興にもなるという部分もあるかもしれませんが、他方、場合によっては国土保全とか生物多様性保全には支障があるということもあり得ますので、そこはしっかり審査、調整させていただいて、そういうのをクリアするような中で、国有林の活用ということに取り組んでいきたいと考えております。

○山田参事官 それでは、川本委員も先ほど手を挙げられていましたね。川本委員、そして高橋委員、原委員とお願いしたいと思います。

○川本構成員 ありがとうございます。川本でございます。

今のお話と関連するのですが、私も林野庁さんが書かれた今の資料で、森林が緑の社会資本で、環境に貢献しているし、木材という資源を生み出していく、大変重要な社会資本だということには合意するわけです。しかし、社会資本である以上、それを維持、拡大していくために資源が必要で、そのためにその資源が現状、本当に足りているのだろうかという問題意識を持っております。

幾つか国有林の管理が不足気味ではないかというような指摘もあるように聞いております。そういう中で、その位置づけをやはり大きく変えていくということで、今回、政権の目指す大きな目標として、2050年までのゼロエミッションという社会の大きな目標のために政策を、今、あらゆるところで見直すということをやっている一環だと思っております。これまでの延長線ではなくて、かつ、森林の社会資本の充実にも資するため、大きく政策転換をするということであれば、数値目標というのを掲げてこれを導入、というのはやはり論理的には必然的な流れになっていく気がするのです。

その点について、何かそういう大きな政策転換というのを今回考えるということは前提になっていないのでしょうか。私は正直言って霞が関の政策形成能力が問われている問題であるように感じます。そこはぜひ、今日は林野庁の最高幹部もいらしているので、本当にそれをやる気はないのかという点を教えていただきたいと思います。

○山田参事官 それでは、次いで、高橋委員、原委員と行ってからまた林野庁に戻します。

○高橋構成員 ありがとうございます。都留文科大学の高橋と申します。

林野庁の皆さん、どうも御説明いただき、ありがとうございました。

先ほどの原委員や大林委員に対する最初の御回答をかなり御丁寧に説明していただきましたけれども、まとめて言うと、カーボンニュートラルは大事だけれども、森林が有する

多面的機能の中に再エネの導入というところまでは入らないと。なので、計画の中にまで再エネの導入目標を、林野庁さん御自身が盛り込むというのはなじまないのではないかと。書き込めないということだったと理解をしています。

恐らく、これまでの林野庁といいますか林業林野行政の解釈といいますか判断からだとどうしてもそうになってしまうのだという、もちろんプロですので、そういうことだと思いますが、そこがやはりこのタスクフォースのよって立つところで、そうではないのだと。そのカーボンニュートラルという国家的な大転換、政策目標が出たのですから、冒頭の河野大臣の御発言のとおり、やはり既存の政策の優先順位が変わると。そこから始めていただかないといけない。それは林野庁さんだけをお願いしているのではなくて、環境省さんにも国土交通省さんにも、もちろん資源エネルギー庁さんにもお願いをしてきているというところを改めて強調したいと思います。

それは、先ほど林野庁さん御自身も御説明になったとおり、林野の国土面積に占める割合が極めて高いというところに根本的な重要性があると。国有林野に限っても20%ということをおっしゃっていただきましたので、これはやはり、そこをいかに効果的に活用するのかということなくしては、とてもカーボンニュートラルが実現できないと。今、エネ庁さんのほうで議論を進めていらっしゃるけれども、電源ミックスの少なくとも50か60%再エネを入れましょうと。現状の2から3倍。これは既存の水力が含まれている数値ですから、水力を除けば5から6倍ぐらい風力太陽光を中心として入れざるを得ないということですので、現状の5から6倍と考えますと、これは国土の20%に手をつけてはいかんということで、これは全く不可能ということがお分かりいただけるのではないかと考えております。

そう考えた場合、先ほど多面的機能の中には入らないのだということに私は解釈をしたわけですが、多面的機能の中には地球温暖化防止というのが入っているわけです。森林・林業基本法2条。ここは、もちろん森林自体が持っている能力は最大限活用しないといけないのだけれども、それと両立する形で、例えば風力発電、例えば地熱発電も共存できるのではないかとというのが今日のお話であったと思いますので、やはり森林・林業基本法の地球温暖化の防止という観点から、林野庁もここまでできますという意味で、前向きな御対応をしていただけないかと。そこはある意味、既存の法律を生かしつつも、その解釈といいますか考え方を一步進化させるという御姿勢をぜひ示していただけないかという意味で、ぜひ、この森林・林業基本計画の中にそういう前向きな数字を入れ込んでいただきたいというのが1つ目のお願いでございます。

2つ目が、先ほどの川本委員の指摘とも重なる部分があるのですけれども、むしろそれが林業の活性化につながるのではないかとこのところが2つ目のポイントだと思っております。同じ基本法の5条のほうにも、釈迦に説法ですけれども、国有林野の活用により、その所在する地域における産業の振興、または住民の福祉の向上に寄与する場合にはぜひしっかり林野を使っていきましょうということが明記されていますので、決して法律の趣旨あるいは林野庁のミッションに反するような話ではなくて、いかに既存のミッションも

生かしつつ、新たに加わったミッションとのバランスを取っていくのかということなのだ  
と私は理解をしております。

農林水産省さん、攻めの農林水産業ということをこのところずっとやっていらっしや  
っていて、私も大賛成で、その方向でやっていただきたいと思っておりますので、そうい  
う攻めの林業という観点からも、ただ既存のものを維持・保護するだけではなくて、どう  
産業として利益を出していくのかと。それが本当に森林の持続可能性につながると信じて  
いますので、そういう発想の転換から森林・林業基本計画に通知を盛り込むと同時に、ど  
うバランスよく再生可能エネルギーの導入と同期していくのか、それを、林業のためにう  
まく利用して、例えばそこから利益を出して、あるいは林道をうまく使うというようなこ  
とをお願いをしたいと思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山田参事官 続いて、原さん、お願いします。

○原構成員 先ほどの林野庁さんの御回答に関してのコメントですが、私たちが申し上げ  
ているのは、森林の多面的な機能の向上に貢献するような再エネ導入をすべきということ  
です。これは林野庁さんにとって仕方なく認めてあげるということではなくて、林野庁さ  
ん自らが積極的にやるべきことだと思います。カーボンニュートラルに貢献するとともに  
森林行政のさらなる向上に貢献することでもあります。欧州の事例もあります。かつては  
林野庁さんでも検討されていました。今、高橋委員も言っていたように、ぜひ政策方針の  
進化を明確にしていきたいと思えます。

以上です。

○山田参事官 大林さんも続けてお願いします。

○大林構成員 一点だけ脱炭素のところで申し上げたいと思えます。

また、後でも出てくるかもしれませんが、私どもが簡単に試算をしたところによ  
ると、保安林の1%の解除が行われれば、風力発電では、40ギガワット以上の容量が入っ  
ていくほどの規模となります。非常に大きなポテンシャルがあるという結果が出ています。  
しかもかなり保守的に見積もった数値ですので、今後、風力発電の積み上げを行ってい  
かなくてはならないという観点からは、森林の持つ非常に大きなポテンシャルを表してい  
ると思えます。

そういった中で、先ほどから、なかなか明確な書き込みができないという話があったの  
ですけれども、私もその目の前にある木を伐採して、そこに風車を建てるということを申  
し上げているのではなくて、伐採をした後は例えば植林していくといったことになってい  
ると思えますし、そういったことも行いながら、森林の中に風力発電をつくっていくとい  
うのは、ほかの国でも行われていることですので、そこはぜひ見ながら、ギガワットベ  
ースなのかヘクタールベースなのか、ヘクタールですともう森林伐採という感じになっ  
てくると思えますので、何らかの数値目標の書き込みというのがなされる必要があると思  
います。それは、先ほどの農水省さんも数値の書き込みというのを検討してくださっている

わけですけれども、農水省が検討しているということは、林野庁におかれても何らかの数値目標の書き込みというのが必要ではないかと思えます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

林野庁さんのほうからコメント・御回答をお願いしたいと思えます。従前と同じ中身ということであれば手短にお願いします。

○農林水産省（織田部長） 基本的には、先ほど回答させていただいたことをごさいますけれども、基本計画の中でも、そういう国有林野の再生可能エネルギーの活用の促進といったことはしっかり書かせていただく方向で検討したいと思えますけれども、数値目標となると、先ほど申し上げたような中で、森林が林業的なそういう木材生産機能から国土保全から生物多様性保全から、いろいろな機能が、いろいろな公益がここに一体的にありますので、風力発電だから、再生可能エネルギーだからそれで全部オーケーなんだという、そういう判断はなかなかできなくて、やはり全体として様々な機能を持っている森林の機能間の調整をする、それをちゃんと迅速にするということによって貢献していきたいと考えてごさいますけれども、数値目標については、先ほど申し上げた理由で何とぞ御理解をいただきたいと思えますし、あと、農山漁村の全体で設定する我々の取組の中で、そういう再生可能エネルギーの分も含まれると思えますので、そういうものの達成に向けて、我々もしっかり取り組んでいきたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと思えます。

○山田参事官 では、高橋さん、一言だけ。

○高橋構成員 では、短い質問を。

今の御説明の中で、農林漁村のほうなら書きますよというお答えがあったと思うのですが、それは、その農林漁村の計画の中で、森林分野の貢献分というのを具体的に切り出されて数字で示されるのでしょうか。

○山田参事官 林野庁さん、御回答をお願いします。

○農林水産省（織田部長） 農山漁村の全体で設定すると承知してごさいます。

○高橋構成員 森林分野では通常出せないということですね。分かりました。

○原構成員 それは理解できないと思えます。

○山田参事官 委員の理解が委員の理解が十分得られていない状況ではありますけれども、時間も限られているので、恐縮ですが次の論点に移りたいと思えます。

（４）から（６）、手続関係について議論をしたいと思えます。委員の方からコメントはごさいますでしょうか。

原委員、お願いします。

○原構成員 ありがとうございます。何点か御質問したいと思えます。

先ほど林野庁さんからの御説明の中でも、14ページから15ページのところで具体的な対応をかなり事細かに説明をいただきました。その上で質問なのですが、4つです。

まず1点目、行政手続法との関係で、行政手続法に反する運用がなぜここまで続いていたのでしょうかというのが1点目です。

それから、2点目、マニュアルの作成、公表という御説明をいただきました。問題は、マニュアルの中に何を書くかだと思います。例えば保安林の解除手続に関して、解除の基準が具体的にどうなっているのか、これが明確化されるのかどうかだと思います。今なされている担当者次第の運用そのままマニュアルに書かれても意味がないわけですので、これの中身、そういった担当者次第といったようなことがなくなるのかどうかを明確にしていいただければと思います。

それから、3点目、利用活用要望書。これは先ほどの提案者の方々からのお話の中でも出てきましたが、この手続を廃止されるのかどうか。それから、期間について、不透明な長い期間がかかるといった問題が解消されるのかどうかということが3点目です。

それから、4点目、事前相談手続に関してです。事前相談手続、任意の手続であることを周知するということでした。ただ、これは先ほどの基準の問題とも関わります。基準が明確化されていない限り、事前相談が任意であると幾ら周知しても事前相談をせざるを得ないということになると思います。事前相談を廃止するのか基準を完全に明確化するのか、いずれかの対応が必要だと思います。

以上、4つ御質問です。

○山田参事官 林野庁さん、回答いただけますでしょうか。

○農林水産省（小坂部長） 林野庁森林整備部長の小坂でございます。

私のほうから4点お答えさせていただきたいと思います。

行政手続法との関係は、我々、基本的に、特に保安林の場合は一般処分であって、事前相談も、それとの関連で言うと一般処分であって、さらには任意の制度だということを考えると、行政手続法には相当しないとは思っておりますけれど、今回、提示した中身にありますように、これは申請者が希望する場合に行う任意のものだということをきっちり明確化します。さらには基準なども行政手続法と同様にちゃんと公表して、申請者の方がきっちり分かるような、そういう運用していくということを考えておりますので、そういった意味では、ここの部分は、今後、明確に改善されるのではないかなと思っています。

マニュアルの作成についてでございます。保安林の解除の基準を明確化するということを進めていきたいと思っておりますけれども、我々は何よりも事例を分析して、事例に応じたマニュアル、ガイドラインをつくっていくことが一番肝要かなと思っています。事例を分析すると、こういう書類、こういうものをそろえて、こういう理屈で申請すれば要件に合致するということが具体的に分かってくると思っております。ですから、本年中につくるマニュアルは、ぜひ利用者の皆さんと一緒に、いろいろな話・要望も出していただいて、そういう事例を踏まえたようなマニュアルをつくっていききたいと思っております。

事前相談につきましても、これも我々も反省している面があります。ややもすれば、その事前相談、本申請に向けて、担当者が、本申請に相当するような厚い資料を求めている

ような事例や、事前相談をしなければ本申請を受けないようなきらいもありますので、相談の項目ごとにどんな書類を用意して、相談すればいいかというようなものをきっちり整理して、むやみにいろいろなものを出すのではなくて、こういうことを相談したいときはこういう書類、こういうことを相談したいというときはこういう書類、今の時点ではこういうことぐらいしか言えませんけれども、そういうことをこれから早急に整理して、示していきたいと思います。

こういう手続にすれば、期間についても、二度手間があって、手戻りがあって非常に時間がかかるというような御指摘も受けております。そういうところは是正されると思えますし、特に、今回、我々の資料の5ページ目にフロー図を示しておりますけれど、例えば、保安林の解除の審査と国有林の貸付けの審査を同時にしてくれというのは、このフロー図をきっちり生かせば、同時に審査して、保安林の予定告示を出したら、貸付けの契約ができるというような運用ができるわけですから、そういうことをきっちり周知する、我々自身もちゃんとこれを認識する。そういうことをぜひ進めたいと考えているところでございます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

まだ続きがありますか。すみません。

○農林水産省（織田部長） 国有林の関係の利活用要望書でございますけれども、こちらは、国有林野管理審議会にかけるとか、そういう審査に必要な書類をまとめたものをそう呼んでいるわけでございますけれども、それを利活用要望書と言うかどうかは別にして、やはりこういう審査に必要な書類は提出していただければ審査ができませんので、そこはお願いしたいということと、ただ、事前相談をしなければそういう書類が出せないということではなくて、先ほども整備部長から保安林の話もありましたけれども、貸付けの関係も、マニュアルをしっかりとつくって、こういう書類をこういう形で整理すれば一発で、事前相談とかそういうことはなしに申請ができるといったようなマニュアルをつくりたいと考えております。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

本日、行政法の山本先生にも御出席をいただいております。今、行政手続法に関して、保安林解除が一般処分なのだから、その前の事前相談も一般処分なのではないかと林野庁は認識していたという点、その他の手続のところも含めまして、先生のほうから御見解等を頂戴できれば大変ありがたく存じます。

○東京大学大学院（山本教授） 一般処分に関しましては、確かに行政手続法上は適用範囲から除かれております。ただ、行政手続法は、処分と行政指導とを書き分けており、必ずしもそれらを一体のものとして扱っていません。行政処分に関わる行政指導といっても、非常に限界が曖昧ですので、そのような区分けはしていないと認識しております。ですか

ら、一般処分に関連する行政指導は行政手続法の適用から外れるということにはならないと思います。

それから、行政機関の行為が行政手続法の適用から外れるとしましても、それは行政手続法の基本的な考え方が妥当しないということの意味いたしません。行政手続法の適用範囲から除かれているのは、それぞれの行政分野、あるいはそれぞれの行政作用の性質に応じた形で、行政手続法の理念である公正性・透明性を確保してほしいという趣旨であって、公正性・透明性を確保するという点は、行政手続である以上は全てに妥当します。したがって、その点からやはり考え直す必要があるのではないかと思います。

とりわけ、事前相談、あるいは事前の利活用要望書の話ですけれども、行政手続法の基本的な考え方は、先ほど林野庁からもお話がありましたけれども、基準をきっちりと定め、それから、どのような書類が必要かをあらかじめ明確にして、事前に個別にいろいろ相談をしなくてはいけないという事態をできるだけなくすという考え方です。個別の事案において、どうしてもそれでは分からないという場合には事前相談があり得るのかもしれませんが、標準的な一般的な在り方としては、あらかじめ基準を明確にし、何が必要な書類かを明確に示すということなので、その点は徹底していただければと思います。

あとは、今はオンライン行政手続法も定められていて、この中にはワンストップ化あるいはワンズオンリーも理念として言われていますので、そういう行政手続法ないしはオンライン行政手続法の基本的な考え方をやはり踏まえた対応をしていただく必要があると思います。

私からは以上です。

○山田参事官 先生、大変どうもありがとうございました。

林野庁のほうは何かコメントありますか。

お願いします。

○農林水産省（浅川次長） 林野庁次長の浅川でございます。

今の山本先生の御指摘は、まさに我々がやろうとしていることをサポートしてくださったコメントだと考えております。まず、関連するものについてですけれども、我々も関連するから行政手続法の適用除外だということは一言も言っておりません。本審査の前の相談のプロセスだということではありますけれども、これが行政指導に当てはまるかどうかということについては、任意のものであること。また、本人が必要でなければやらなくてもいいというものであることから、コンメンタールにもあるように行政指導には該当しないという解釈を取っております。

しかしながら、先生がおっしゃったように、行政手続法の精神というのを踏まえれば、例えば、今回の手続についての基準の明確化とか、マニュアル化するといったことは今回しようということで先ほど説明をしたとおりでありますし、また、農林水産省全体でデジタルトランスフォーメーションの手続を進めております。これが実現すれば、ワンズオンリー、ワンストップということも実現するはずでございます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

大林さんと原さんから手が挙がっております。それぞれ短くお願いします。

○大林構成員 失礼いたします。

林野庁さんが出されているスライドに戻りたいと思うのですがけれども、先ほど、原さんが何点か御指摘されていた14スライド目、15スライド目ですが、例えば、さらに簡素化することができる書類や、ほかの手續と共用可能な書類について精査・検討した上で、例えば詳細なマニュアルを令和3年中に作成、公表し、事業所等に周知する。詳細のマニュアルというのが不明確で、むしろ手續が煩雑化してしまうのではないかという懸念を感じました。

そもそも事前相談というのは、手續を迅速化させるためのプロセスとしてあったと聞いたことがあります。それが実際には手續の長期化につながっているのです。こういった手續を任意であるということを知ることが迅速化につながるのかは不明と思います。

そして、同じ14スライド目の5番目、先ほどまさに御発言なさったところですが、農林水産省共通申請サービスの実装による手續のデジタル化、プロセスの効率化を推進する。大変申し訳ございませんが、非常に漠然としているなと思いました。こちらのほうは期限が書かれていないということで、ぜひ明示的に書いていただきたい。

そして、15スライド目の5番目と6番目のところでございますけれども、保安林の解除区域の検討に必要な区域情報を持つ都道府県、森林管理局の窓口やデータの入手方法と書かれておりますが、基本的にはこの級地区分に関しては、位置情報はネットなどでは入手できません。直接窓口に行くという形になっておりますので、そういったものも、ぜひそのデータとしてネットで公表していただきたいと思います。

もう一つ重ねて申し上げますと、書類に関しても、窓口に行って直接担当の方にお渡しする。担当の方がいらっしやらない場合は何度も出向いて行く。その地域の担当という形になりますので、なかなかアポイントも取りにくく、そこまで出かけていくのも時間がかかるといったようなことも聞いておりますので、こういったところからまず変えていただければと思います。

以上です。

○山田参事官 原委員、お願いします。

○原構成員 ありがとうございます。

山本先生がおっしゃられたとおり、これは行政手續法に従って運用をしっかりと見直していただきたいと思います。林野庁さんから一般処分であるという御説明がありました。保安林に関しては、制度の本来の姿からすると、災害防止などの観点で必要な森林を保安林として指定をする。必要がなくなれば解除するという仕組み、これを一般処分と言っているわけですが、制度の実際の運用上は、保安林の中で利用したい人が、まず、国有林はほとんど保安林になっているわけですが、その中で利用したい人が個別に申請をして、問

題がなければ認めるという、これは制度に関わっている人から見たら、許認可と何が違うのか全く理解できないと思います。その前提で、行政手続法の規定にも従って、処理基準の明確化、また、処理期間を明確化するといったことをしっかりと進めていただければと思います。

ちょっとくどいようですが、その処理基準、今なされていることをマニュアルにそのまま書く、あるいはこれまでの運用をそのままマニュアルに書くというだけでは駄目だと思います。今の保安林の解除手続の場合、処理基準がどうなるかという、1級地の絶対認められていないところ別とすると、2級地の場合、今、判断基準、処理基準を見ているが、やむを得ざる事情があると認められ、かつ保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限って解除を行う、こういう基準なわけです。これは担当者の判断次第になってしまうと思います。この基準だったらしよがないと思います。こういったところをぜひしっかりと見直して、基準の明確化、期間の明確化をお願いしたいと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

まだまだこの点についても議論したいところではありますけれども、FITに関して事業者の方からも要望が出ておりました。この点については、経済産業省のほうからコメントをいただければと思います。

○経済産業省（清水課長） 経済産業省の清水でございます。

FITの関係で幾つかお問合せをいただきましたが、まず3年ルールというお話がございました。これは簡単に制度を御説明差し上げますと、FITの認定に当たりまして、土地の権原、土地をしっかりと確保されているのかということの一つの大きなポイントになってございます。というのは、制度の当初、そこの部分の確認が不十分な中で、実際には権利を持っていない場所での認定を取るということで、実際の所有者とのトラブルとか重複した認定があったりということがありまして、土地の権原というのをしっかりと確認をしようとなつてございます。

一方で風力発電につきましては、これはアセスのプロセスの中で微妙に設置場所も変わるということもございますので、方法書の段階での認定の取得というのを例外的に認めて、その上で3年以内に土地の場所を確保してもらつてということで今やっているところでございます。

そうした中で、これは2017年から始まっておりますので、昨年秋ぐらいから3年たつというのが徐々に出始めているところで、我々もこうした御要望を今受けているところでございまして、今申し上げました制度の趣旨、そういう意味では端的に言うと、しっかりと事業を前に進めているということが確認できれば、基本的には我々としては、本件については柔軟な対応、前向きな検討ができると思っております。

一方で、いたずらに長くなるというのは、再エネの大量導入という観点から、少し残念に思っているところでもございますので、林野行政との当然整合性ということを大前提に

本日の議論も踏まえて、林野庁さんとも連携しながら、後ろになればいいということよりもなるべく早くできるということも試行しながら、どうしてもやむを得ないものについては現場でしっかりと状況も確認して柔軟な対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

原さん、どうぞ。

○原構成員 先ほどの林野庁の御説明の中で、聞き間違いでなければ、事前相談が行政指導ではないということをおっしゃったかと思いますが、そこはあり得ないと思いますので、行政指導であるという前提でぜひ運用の改善をお願いいたします。

○山田参事官 あと、大林さん、今、手を挙げられていましたか。

○大林構成員 ありがとうございます。

私のほうから、先ほど資源エネルギー庁のほうから発言があった部分についてです。資源エネルギー庁さんがFITの3年ということで、かかっている時間が妥当なものであれば柔軟に対応するというをおっしゃっていますが、本来であれば、やはり3年ルールの中で、迅速な手続が行われて、それが開発されていくべきなのだと思います。やはり林野庁さんのほうでの迅速化というのを目に見える形で明確化していただきたいと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

残り12分となっておりますので、3番目の論点に参ります。(7)でございます。

農水省のほうでいろいろ数字的な基準があるわけでございますけれども、これが新エネの導入にとって足元では邪魔になっているということで、地熱協会のほうから要望がございました。この点について委員からコメント等はございますでしょうか。

原委員、お願いします。

○原構成員 先ほどの2年、それから0.2ヘクタール、それから高さ1.5メートルでしたか、それぞれ基準があるわけですが、この数値の根拠を林野庁さんから教えてください。

○山田参事官 林野庁さん、お願いします。

○農林水産省(小坂部長) 林野庁森林整備部長の小坂でございます。根拠についてお話しします。

点的な0.05ヘクタールにつきましては、その開発によって立木が消失します。それによって周辺地域を含めた森林に影響があるかないかというものを判断基準としまして、一般的に林業の択伐という施業が0.05ヘクタールということを上限に実施しているということ当てはめて、その面積であれば保安林の一部を伐採しても影響がないということで線を引かせていただいています。

一時的な利用の0.2ヘクタールにつきましては、一時的に利用する、その際に当然裸地になるということでそこから土砂が出てきます。その土砂が出てくる面積との相関から、一般的に20ヘクタールの伐採というのが許されていますので、それと照らし合わせて、それ

に相当する土砂量が0.2ヘクタールということでございますので、0.2ヘクタールを超えると、やはり著しい土砂が出てきて、災害の危険性が高まるということで、ここで線を引かせていただいています。

切り盛りの1.5メートルにつきましては、切り盛りすると、切り盛りする斜面が当然出てきます。樹木は大体1.5メートルぐらい根を張ります。その根によって土砂を保持する機能を有しています。ですから、1.5メートルの切り盛りで残った斜面、そこに存在する樹木の根によって保持するということができます。それ以上深くなると、根が及ばないということで、崩壊の危険性がある。そういったものを根拠にしまして、この保安林全部共通に、この面積によって作業許可の基準を設けています。ただし、これを超える場合は、当然保安林の解除ということで、その場合は必要な代替施設をつくっていただいて、解除によって活用していただく、そういった形で規律しているところでございます。

○山田参事官 原委員、お願いします。

○原構成員 2年以内だと0.05ではなくて、0.2ヘクタール未満になるのはなぜなのでしょうかとというのが1つ目。

それから、もう一つ、0.05についても、0.2ヘクタールについても、これまで認めてきた伐採との関係で、それに相当する数値を置きましたということだと思いますが、これを超えた場合に、その保安林の機能上、問題があるということは科学的に検証されているのでしょうか。

○農林水産省（小坂部長） 一時的利用ということで、一時的な変更行為の場合は、当然面積が大きくて、0.2ヘクタールまでオーケーですけれども、それは永久にそれを、森林の状態ではないままにするということではないということと言うと、面積は0.2ヘクタールでもいいのですけれども、期限は限らせていただきます。その際に、限られた2年の間に出てくる土砂というものを、やはり我々は根拠として、科学的に判断させていただいて、この0.2ヘクタールというような面積としているところでございます。

一時的な利用のところは、伐採によって周辺の木に風が当たって劣化するということは、やはり一般的に見られる現象でございます。こういう現象を及ばないということで、0.05ヘクタールということにしているところでございます。

○山田参事官 原委員、お願いします。

○原構成員 これまでなされてきた伐採との関係でということだけしかおっしゃっていないので、私たちは、普通の言葉では、それを科学的とは呼ばないと思います。

それから、2年についても御説明は、一時的かどうかという、何か感覚的な議論以上ではなかったようでしたが、そういうことでよろしいですか。

○農林水産省（小坂部長） 2年というのは一時的ということで、通常、切った後、地ごしらえして植栽する期間というのが2年です。2年間というのは、通常の場合も、伐採した後に裸地が生じるというようなことが容認されていますので、そういう期間であればいいということで2年と考えております。

ただし、今回、地熱の皆さんから、2年ではなかなか対応できない、場合によってはそれを延長して処理をしているような事例もあり、そこを統一的に示していただきたいというような要望を受けておりますので、この2年の部分については、地熱等の場合、やむを得ない場合は、例えば、延長して5年程度はオーケーにするとか、そういうような運用はこれから考えていきたいと考えております。

○山田参事官 原委員、お願いします。

○原構成員 私は最後にしますが、要望があったから認めますというのは逆に大変心配でして、保安林としての大事な機能を持っている以上はきちんと科学的な根拠を整理をした上でやっていただきたいと思えます。

○山田参事官 ありがとうございます。

今日は事業者の方、風力発電協会、地熱協会からも御参加されておりますけれども、ここまでのところで何かコメントはございますでしょうか。

後藤理事、お願いします。

○日本地熱協会（後藤理事） ありがとうございます。地熱協会の後藤でございます。

私ども、事業者として、喫緊の問題としては、先ほど申し上げたように、御指導いただく御担当の解釈・裁量によって内容が違ってくることが非常に大きな問題でございます。先ほど、林野庁さんの要望への対応ということで、解除許可基準の解釈リテラシーの向上ということを書いていただいております、この中に令和3年6月までに周知するというお話で、それは大変ありがたいのですが、問題としましては、それが今、進行中の問題であるということでございまして、何が言いたいかということ、早く対応していただけないものかというところがございます。

私どもの資料の参考資料で、30ページ目に実は出させていただいたもので、例えば、非常に細かいお話で申し訳ないのですが、保安林解除の関係で、残置森林率の取扱いということで、35%の基準値のプラスマイナス2割ということで、当初30%ということで、当局と合意していたものが、次には35%に近づけるようにというお話になって、さらには35%以上とするようにという御指導がなされたという事例がございます。こういう中で、測定のやり直しとかそういうものが事実発生しておりますので、先ほど申し上げたように、6月までに周知していただくということは大変ありがたいのですが、これは速やかに、迅速に、この見解の統一を図っていただきたいということを申し上げたいと思えます。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

風力発電協会から何かありますか。

大丈夫ですか。

原さんが、今、手を挙げられています。

○原構成員 私の先ほどのコメントについて、誤解がないように補足ですが、要望があるからやるべきでないというのは、そもそも規制は、科学的に合理的な根拠を持って

設定すべきであるということです。なので、きちんと科学的に説明できる規制を敷いてほしいと思います。

○山田参事官 あと、風力発電協会からありますから。

○日本風力発電協会（田中氏） 日本風力発電協会のほうから要望事項を6点挙げさせていただきまして、FIT認定から3年以内の土地貸付契約締結に係る猶予・免除につきましては前向きな御意見をいただいたということで理解しております。

ただ、今まで林野庁様のほうから御発言いただいた内容だけでいくと、まだ不安な要素がいっぱいございます。保安林の事前相談とか国有林の使用許可だとか利活用要望等、手続の迅速化が進まない気がしましたので、引き続きこの要望事項につきまして、また再検討いただきたい。継続協議が可能であれば、引き続き残していただいた上で、もう少し審議をしていただきたいというのが正直思った感想でございます。

日本風力発電協会の発電事業者の皆さんの意見の総意としてこういった要望を上げております。現場の人がみんな困っている意見を集約した内容でございますので、ぜひ継続検討ということでお願いしたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

残り数分となりました。最後に大臣からは御発言をお願いしたいと思います。

○河野大臣 今日長時間、ありがとうございます。非常に活発な御議論をいただいて、ありがとうございます。

菅総理が2050年までのカーボンニュートラルに日本も行くぞということを宣言して、今までのエネルギーに関するあるいは再生可能エネルギーに関する議論というのは、大きく変わったということを、まず林野庁にしっかり認識をしてもらいたいと思います。今までの延長の議論というのはもはや許されません。森林における再エネ導入に関して何らかの数値目標を含めオールジャパンでこの目標を達成しようとしているわけですから、それに向けて林野庁が最大限何ができるのかというところをきちんと出していただきたいと思えます。

保安林内の作業許可解除の規制についても、再エネ導入の支障とならないように、もう一度しっかりとカーボンニュートラル2050というのを頭に置いて、再度しっかり検討し直していただきたいと思えます。

手続に時間がかかるという指摘は随分前からあったのではないかと思います。それが放置されてきた、あるいは様々事業者からのニーズがあったにもかかわらず応えてこられなかったというのは非常に残念です。どなたかの御発言にもありましたけれども、規制は合理的でなければならないというのが大前提だと思います。行政手続法違反とも言えるような状態を速やかに解消してもらわなければなりません。

本来、マニュアルの整備とか審査基準の公表などというのは、とっくにされていなければいけなかった。そういうものがされていなかったというのは誠に遺憾であります。令和

3年中みたいなところが出ていましたけれども、そんな悠長なことではなくて、少なくとも令和3年の前半、6月末までには前倒ししてこうした整備をきちんとやっていただきたいと思います。基準の明確化、それから、事前相談は別に任意ですよというようなことをきちんと周知徹底していただきたいと思います。

それから、林野庁におかれては、森林・林業基本計画、次のものを検討と承知しておりますけれども、このカーボンニュートラルを念頭に置いた数値目標を含めて、今日の議論の内容をできる限りこの計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。この計画は、恐らく閣議で決めるということになるでしょうから。内閣府及び環境省の事務方と内容についてはしっかりとすり合わせをしておいていただきたいと思います。

農林水産省は、霞が関の中でも非常にデジタル化に意欲的に取り組んで、デジタル化が進んでいる役所だと思っております。林野庁もきちんと農水省とデジタルトランスフォーメーションで足並みをそろえて進めていってほしいと思います。この日本の国土、非常に大きな部分が森林であるということを考えると、カーボンニュートラルを実現するために、森林が果たすべき役割というのは、いろいろな意味で多角的に検討していかなければいけないのだと思います。林野庁はしっかりやっていただきたいと思います。

関係者の皆さん、委員の皆さん、林野庁、エネ庁の皆さん、大変長時間にわたる御議論をありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。

○山田参事官 ありがとうございました。

本日の議題は以上といたします。

次回のタスクフォースの日程につきまして、YouTube動画概要欄に記載されている規制改革推進室の公式ツイッターにおいて今後の日程を告知いたします。

本日はこれで終了いたします。ありがとうございました。